

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（139）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年3月15日号)

小田中聡樹（みやぎ憲法九条の会世話人・東北大学名誉教授）

（今号は2017年5月に生じた諸問題の内、「核と原子力」の問題を取り上げます。今号を以て2017年5月を終了し、次回から6月に入ります。ご愛読ください。）

IV 核と原子力

(1) ①5月6日、2017年原水爆禁止国民平和大行進がスタートした。被爆地広島・長崎をめざす行進である。その出発集会で開催挨拶した高草木日本被団協共同代表は、“核兵器がない世界へ今年を転換のときにしよう”と挨拶した。また田中事務局長は、“被爆者と市民社会との力が3月の国連交渉会議を成功させた。ヒバクシャ国際署名を世界に拡げて核保有国を動かしたい”と述べた（5月7日赤旗）。

②日本原水協は、東京都内で第319回常任理事会を開き、8月の原水爆禁止世界大会に向けた活動計画を決定した（5月11日赤旗）。

安井事務局長は報告の中で次のように述べた。“3月にニューヨークで開始された核禁条約の交渉会議（第1会期）が核廃絶に向けた歴史的な第一歩を踏み出した。核保有国と「核の傘」依存国での運動が決定的に重要だ。被爆国日本でのたたかいを大きく発展させるために全力を尽くそう”。

③④長崎県では、核兵器禁止条約の制定を求める「ヒバクシャ国際署名」の運動が展開されており、中村長崎県知事、田上長崎市長、県内20の地方自治体の首長が名を連ね、被爆者が生きている間に核兵器のない世界を実現するため世界で数億人の署名をめざしている。署名活動をしているのは、「長崎県民の会」である。長崎県の人口は135万6000人で、「県民の

会」の署名目標は60万人である。

⑤運動は県宗教者懇話会、カトリック長崎大司教区、労働組合、町内会、県生協連などに広がっている。例えば、県生協連の今年度の署名目標は10万人である。岩永専務理事は語った。“全国の生協とともに頑張りたい。核兵器禁止条約ができようとしている国連の動きを逃してはいけない”、と（5月13日赤旗）。

(2) ①2017年5月22日、核兵器禁止条約（核禁条約）の原案が公表された（5月22日朝日新聞ほか）。

この原案は、国連条約交渉会議議長国コスタリカのホワイト大使のチームがまとめたものである。

②原案の中身は次の通りである。

③その構成は、前文、第1条（一般的義務）、第3条（保障措置）、第4条（自国の核兵器を廃棄した国のための措置）、第16条（発効）、第18条（継続期間）などである。

④その主な内容を、ごく大まかに述べれば次の通りである。

(i) 前文——①核兵器のあらゆる使用がもたらす破滅的な人道的結果が人類の生存や環境・社会経済的発展、食糧確保、将来世代の健康に重大な影響を与えることの認識に立ち、②核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）と核実験の被害者との苦難に留意し（心を寄せ）国際人道法の原則と規定と

に立脚し、核兵器のいかなる使用も国際法の規定と人道法との原則・規定とに反していると宣言し、㊦市民的良心の役割と、核完全廃絶のための市民的役割と、国連、赤十字国際委員会、多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組みとを認識して、次のように合意した。

(ii) 第1条一般的義務 締結国は次のことを行わないと約束。核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、管理移転、使用、爆発実施、配備、設置、展開。

(iii) 第13条普遍性 非締結国に批准・受諾・承認・加盟を促す。

(iv) 第16条発効 40ヶ国による批准・受諾・承認・加盟がなされた90日後に発効（なお本条約は無期限）。

◎やや先取的になるが、この核禁条約原案は、2017年7月7日、国連で122ヶ国の賛成、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）で採択された（同条約は同年9月20日からすべての国に対し署名のために開放されるとともに、また署名国によって批准され又は承認されなければならない）。

国連加盟国193ヶ国のうち約3分の2が賛成したのである。

なお日本政府は、国連の交渉会議開始直前に「不参加」・ボイコット・欠席を表明した。その主な理由は、“核廃絶実現には核保有国の協力が不可欠であり、核保有国と非核保有国との信頼醸成が重要である。法的禁止を現時点で論じても核廃絶の近道にはならないというものである。核保有国に阿った、被爆国としてあるまじき理屈である。

なお、本条約の内容と意義については後述するがさし当って参考文献を掲げる。太田昌克（共同通信編集委員）「核兵器禁止条約と日米同盟」世界2017年9月号、

笠井亮（衆議院議員・共産党）「新しい歴史を開く核兵器禁止条約、いまこそ完全廃絶へ」前衛2017年9月号。

(3) ここで核禁条約草案について市民団体から沸き起こった反応について述べる。

㊦2017年5月23日、日本原水爆被害者協議会（被団協）は、「核兵器のない世界へ大きな一歩」と題する声明を発表した。

声明は、まず草案前文が、核兵器の被爆者（ヒバクシャ）と核実験被害者との苦しみを念頭に置き、核兵器の使用は人道法の原則および規則に反すると宣言、核兵器廃絶を誠実に追求する、と表明している、と指摘する。

その上で声明は大要次のように表明している（5月24日赤旗）。

㊦米軍による広島・長崎への原爆投下から72年を経て、核兵器のない世界へ大きな一歩を踏み出すことになる。

㊦“ふたたび被爆者をつくるな”と世界に訴え続けてきたヒロシマ・ナガサキの被爆者は、ホワイト議長の条約草案を歓迎し、6～7月の交渉会議で条約が完成し、核兵器のない世界を求める各国がすみやかに署名・批准することを強く希望する。

◎交渉会議に参加していない核兵器国および同盟国も、核兵器のない世界を求めていることは間違いない。6～7月の交渉会議に積極的に参加し、世界全体が核兵器廃絶の実現に力を合わせることを強く希望する。

㊦松井広島市長は次のように評価した（以下5月25日赤旗）。

“現行の核拡散防止条約（NPT）体制も生かした包括的な内容で、今までの議論を十分そしゃくした提言だ。実効性のある条約締結に向けこれからの議論も進めば、

と期待している”、と。

㊤日本原水協は安井事務局長の談話を発表した（5月25日赤旗）。

「ヒバクシャ」「市民的役割」を高く評価している。被爆者を先頭とする運動の努力が実ったことを被爆者とともに心から喜びたい。6月16日から始まる核兵器禁止条約の国連交渉会議（第2期）の成功のために「ヒバクシャ国際署名」を通じて内外の世論の発展に全力をあげる決意だ、と。

㊦2017年3月の国連会議で発言した藤森日本原水爆被害者団体協議会事務局次長は話した（前掲赤旗）。

“草案を読み、被爆者が訴え続けてきた「ふたたび被爆者をつくるな」の精神が条約前文の冒頭に強調されていることに心が動いた。会議に参加していない核兵器国と同盟国との参加を粘り強く呼びかける。6～7月会議では草案がさらに練りあげられるだろう。2016年4月世界に呼び掛けたヒバクシャ国際署名は、期せずして国連の活動と重なった。署名は世論の証し。核兵器の禁止・廃絶をめざす条約と市民社会の力で核兵器のない世界へ前進するエネルギーを得た思いだ”、と。

㊧2017年5月26日、原水禁世界大会実行委は第80回実行委員会を開き、核兵器禁止条約の実現へ向け歴史的な8月3日～9日の2017年世界大会を成功させようとするアピールを採択した（5月27日赤旗）。アピールは、大要次のように呼びかけた。

“核兵器禁止条約草案が発表されたいま、日本政府は条約実現の事業に加わるべきだ。世界大会を歴史的な転換点となるよう、地域・職場・学園から広く参加を呼びかけよう。「核兵器のない世界」の未来を担う青年たちの参加に特に力を入れよ

う”。

㊨㊩日本被団協は5月28日、「核兵器のない世界へ大きな一歩」と題する声明を発表した。この声明は、国連の核兵器禁止条約交渉会議のホワイト議長が核禁止条約の草案を公表したことを受けて出されたものである。

㊪声明の大意は次の通りである（前掲赤旗）。

(i)草案は核兵器の被害者(ヒバクシャ)、核実験の被害者の苦しみを念頭に置き、核兵器の使用は人道法の原則および規則に反すると宣言し、核兵器廃絶を誠実に追求することを表明する。

(ii)米軍による広島・長崎への原爆投下から72年を経て、核兵器のない世界へ大きな一歩を踏み出すことになる。ふたたび被爆者をつくるなと世界に訴え続けてきたヒロシマ・ナガサキの被爆者は、ホワイト議長の条約草案を歓迎する。6～7月の交渉会議で条約が完成し、核兵器のない世界を求める各国がすみやかに署名・批准することを強く希望する。

(iii)交渉会議に参加していない核兵器国および同盟国も、核兵器のない世界を求めていることに間違いはない。6～7月の交渉会議に積極的に参加し、世界全体が核兵器廃絶の実現に力を合わせることを強く希望する。

㊫この声明が、核兵器保有国及びその同盟国に対しても核禁止交渉会議への参加と核兵器廃絶の実現に向け歩みを共にするよう呼びかけたことは高く評価すべきである。と同時に、この声明が核禁止交渉会議をボイコットした日本政府(安倍内閣)への反省を迫るものとなっていることに着目すべきだと考える。

(2) 原発再稼働と反対運動

①② 2017年5月5日、「泊原発再稼働するな させるな 北海道大行進」が300人の参加者により札幌市で行われた（主催 Shut 泊、道反原発連合、泊原発の廃炉をめざす会）。常田めざす会代表は、“世界の潮流は原発の廃炉、自然エネルギーへの転換であり、日本は取り残されている”と批判した（5月6日赤旗）。

③ 2017年5月5日、首都圏反原発連合は首相官邸前抗議活動を行い、高浜原発（福井県）の再稼働、日印原子力協定承認に反対する抗議を行った。参加した美濃さんは語った。“核保有国のインドに原発を売るというのは、被爆国日本がインドの核開発にお墨付きを与えることになる。「平和利用」はごまかし。国民の声をしっかり突きつきたい”、と（5月6日赤旗）。

④ 5月12日、241回反原発抗議行動が北海道庁北門前で50人が参加して行われた（5月14日赤旗）。

車椅子で参加した橘さんは、“泊原発が止まって5年。道民の多くは再稼働を望んではいない。知事は道民の声に耳を傾け、原発を無くす決断をしてほしい”と語った。

⑤③ 5月10日、東京電力の姉川原子力立地本部長は、記者会見で再稼働を目指している柏崎刈羽原発（新潟県）につき、“7基あり、集中立地のリスクは大きな問題だ。仮に多数基を同時に運転する場合、責任者の置き方など組織を大胆に改善する必要がある。また2011年3月の福島第一原発の事故に関して複数の原子炉が同時に被災し、対応が困難を極めた。学ぶべきことは残っている。柏崎刈羽の7基全てを再稼働させる場合、緊急時に7基をそれぞれ独立して対応できなければ十分とは言えない”、と述べた（5月11日河北新報）。

⑥ 東電は当面6・7号機2基の再稼働を

目指しているが、しかし、この発言は集中立地には大きな問題があることを東電経営者も認識していることを示しているとみるべきである。

⑦④ 柏崎刈羽原発については別の問題もある。5月29日、新潟県内の地質学者「柏崎刈羽原発活断層問題研究会」は記者会見で、原子力規制委員会に対し申入書を送付したことを明らかにした（5月30日赤旗）。

規制委は、6・7号機の再稼働の前提となる審査で、敷地内の活断層はないとする東電側の評価を了承していた。これに対し「研究会」側は、原子力規制委員会に厳正な科学的な審査を要望する申し入れ書を送付した。その理由は、大要次の通りである（前掲赤旗）。

大野「研究会」代表らは、東電が20万年前に堆積したとして活断層を否定する根拠にしている火山灰「刈羽テフラ」の成分を分析したところ、同原発から約10キロ地点の12万～13万年前の地層に含まれた火山灰と同じだったと指摘した。さらに、敷地内断層の活動年代に関わる地層の堆積年代をめぐる東電の解釈は「非科学的」と批判した。その上で代表らは、“規制委は独自調査しきちんと答える義務がある、求めがあれば聴取に応じる、とした。

◎この問題の所在は2つあると考える。

第一に、東電が、柏崎刈羽原発の敷地内に活断層の存在が疑われるにも拘わらず再稼働を目指しているのは、経営者としてとるべき方針ではないことである。

第二に、この方針をバックアップするが如き原子力規制委の対応・対処（審査）の仕方には科学者としての良心が問われるべきであることである。

⑧⑤ このこととの関連で2017年5月26日に原子力規制委員会の次期委員長に

田中俊一初代委員長に代わり更田豊志委員長代理が国会で承認された（5月28日赤旗）。

⑥右の人事案件につき疑義を呈しているのは河北新報5月17日付社説である。その論旨の概要を記すことにする。なお、この人事につき共産党も反対した、その理由は、更田氏が原子力規制委員会委員として安倍政権の原発再稼働路線の“露払い”の役割を果たしてきたことに無反省な姿勢を示していることである。また原子力規制委員会委員に山中大阪大学副学長を充てる人事についても反対した。理由は、同氏が原子力事業者から研究資金の提供を受け核燃料サイクル推進を主張してきたことである。

（5月17日付け河北新報社説の概要）

① 初代委員長の田中俊一氏に続いて、かつての日本原子力研究所（現・日本原子力研究開発機構）の出身者が安全規制のトップに就任することになった。原研も「原子力ムラ」の重要メンバーだったことは紛れもない事実である。

② 規制委が発足してから、ことし9月でちょうど5年、東京電力福島第一原発事故という未曾有の大災害を教訓に設けられた組織であることをしっかりとかみしめて、原子力の安全規制に臨むことが切に求められている。原子力行政は長年、経済産業省原子力安全・保安院や原子力委員会、原子力安全委員会などが担ってきたが、事故対応がお粗末だったばかりか、電力各社との長年のなれ合い体質も強く批判された。

③ 事故であらわになったのは能力と体質の両面で劣化し、機能不全に陥っていた原子力行政の姿だった。その反省から旧民主党政権の下で規制委が組織されることになったが、田中氏を含めた委員5人全員が国会の同意を得ないままスタートする異常な事態になった。最大の理由は、原子力委の

委員長代理や原子力機構副理事長を務めた田中氏の経歴だった。過去の原子力行政と決別するなら人選から外れても当然だっただけに、再度の原研OB登用は疑問が残る。

④ 委員の選定は別として、これまでの規制委の取り組みは合格点に届いている、とはとても思えない。原発の運転期間に上限を設ける「40年ルール」は結局、骨抜き状態になった。電力会社側の事情を「忖度」したかのような印象を与えてしまった。

⑤ 規制委のトップに求められているのは、住民の不安を決して置き去りにせず、必要ならいつでも電力業界や国に毅然と対峙する姿勢だ。そうでないと原子力行政がいずれ空洞化して、いつか通った道にまた戻りかねない。

◎私は、同社説が我が国の原子力政策の欠陥、即ち安全無視の、国民不在の欠陥の由来を鋭く衝いていると考える。それに付け加えたいのは、原発依存体制と政策の解消こそ原子力政策の基本であり、科学者たろうとするものは自然科学者たると人文科学者たるとを問わず、その基本に立ち還り、その実現に尽力すべきだということである。

⑥次に高浜原発再稼働への動きについて取り上げる。

①2017年5月17日、関西電力は高浜原発4号機（福井県）を約1年3ヶ月ぶりに再稼働した（5月18日朝日新聞・河北新報・赤旗）。

②高浜4号機は、2016年2月の再稼働直後にトラブルが発生し、緊急停止した。同年3月の大津地裁による運転差し止めの仮処分決定で運転できない状態が続いていたが、大阪高裁の決定取り消しにより運転可能な状態になった。

◎関電が再稼働に固執するのは何故か。5月18日付朝日新聞によれば次の通りである。

(i) 2011年3月の福島第一原発事故後、真冬の電力不足は深刻だったが、今は原発なしでも電気料は足りる。それでも再稼働を進めるのは、火力発電所の燃料が要らずその分もうかるからだ。

(ii) 関電の電気料金は他の大手電力会社より高い水準だ。もともと発電量に占める割合が約5割と高かった。東日本大震災後に原発が動かせない状態が続くと、火力発電の燃料費がのしかかり、震災後に2度、電気料金を上げた。

そこにやってきたのが2016年4月の家庭向け電気販売の自由化であり、関電管内で2017年4月迄に全体の約8%（78万世帯）の契約が新電力に移った。そのため関電の販売電気量は初めて中部電力を下回り、国内3位に転落した。

(iii) 関電は、原発再稼働で減る火力燃料費は高浜3・4号機で年間840億円と見込み、こうして費用を浮かすことでしか料金値下げを実現できない、と主張する。

(iv) つまり関電が高浜原発4号機の再稼働を押し進めるのは、経営優先、儲け第一主義である。だが関電ばかりではない。東京電力は柏崎刈羽原発の、九州電力は玄海3、4号機（佐賀県）の、関電も大飯3・4号機（福井県）の再稼働が不可欠だ、としている。

⑦では原子力規制委は如何なる役割を果たしているかを見てみよう（前掲朝日新聞）。

⑧各電力会社からこれ迄、新規制基準に基づく再稼働申請があったのは、16原発26基。そのうち原子力規制委は、5原発10基について、安全対策の基本方針が新基準に適合しているとして許可している（5原発10基とは、高浜1、2号機。美浜3号

機。玄海3、4号機）。なお安全対策を大筋了承とされたのは柏崎刈羽6、7号機、東海第二、泊1～3号機、である。

また審査中（序盤、中盤）が9機である。

⑨右の数字と規制委の人的構成の面（前述⑤）とを総合して考えるとき、原子力規制委は、安全面の判断を的確に行っておらず経営者や政府の原子力推進政策の追認機関に墮していると思われる。

⑩なお、関西電力が高浜原発3号機を早ければ6月6日に再稼働させる計画であることが2017年5月30日に判明した（5月31日赤旗）。

⑪①2017年5月24日原子力規制委は、関西電力大飯原発3・4号機（福井県）の設置変更を許可した（5月25日赤旗）。

⑫大飯原発で問題となったのは基準値震動の問題である。関電は856ガルとし、規制委も了承している。しかし、前規制委員長代理島崎邦彦東大名誉教授が裁判や学会で指摘したのは、規制委が認めた算出方法では基準値震動が過小評価になることである。同名誉教授は4月の名古屋高裁金沢支部の控訴審で証人として、大飯原発で想定すべき地震の揺れ（基準値震動）は過小評価であり、必要な審査は行われていないとし、許可を出すべきではない、とする証言をした。

⑬ところが規制委は、許可の見直しをせず再稼働を許可した。住民の安全面は考慮しなかったのである。この決定に対し三日月滋賀県知事が、“実効性ある多重防護体制の構築は道半ばで、原発の安定性に対する県民の不安感が根強い現状では、再稼働を容認できる環境にない”とするコメントを出したのは当然である（前掲赤旗）。

(3) ①2017年4月28日、日印原子力協定承認案について衆議院外務委員会の

参考人質疑が行われ、福永正明・南アジア研究センター客員教授と鈴木達治郎・核兵器

廃絶センター長・教授らが陳述した（5月5日赤旗）。

その中で福永教授が指摘した主なことを記す。

④インドに対し核・原子力協力を行うことは、これ迄のインドの核実験・核保有を正当であるかのように認めることになる。

⑤協定によって、インドに対し提供した核物質の再処理や濃縮が認められたのは重大問題である。軍事転用を規制することは国際原子力機構（IAEA）の「保障措置」に頼っており、同措置ではインドの民生用の施設には査察できる一方、軍事用の施設には査察する権利はないため、国際的な監視もなく原子力活動やプルトニウム濃縮などが行われかねない。

また、インドでは原発建設に非常に強い反対運動があり、インドの人々の“原発を売るな”“事故を輸出するな”という声に耳を傾けてほしい。

②同協定については2016年11月11日にモディ首相と安倍首相とが合意したが、その背景には安倍内閣の「成長戦略」の一環としての「原発・核物質の輸出政策」がある。その一方でインドは核兵器開発国であり、核実験国であり、核不拡散条約（NPT）・包括的核実験禁止条約（CTBT）の未批准国である。このような国に原発を輸出することが核保有国たるインドの一層の核開発を助長し正当化することになるのではないか、が同協定の問題の核心である。

福永参考人が、インドに対し核・原子力協力を行うことは“これ迄のインドの核実験・核保有が正当であるかのように認めることになる”と指摘したのは、正鵠を射たものであると考える。

③2017年5月12日、日印原子力協

(4)①2017年5月10日、原子力損

害賠償・廃炉等支援機構法改定案が参院本定は衆議院外務委員会で可決された（5月13日赤旗）（賛成は自民・公明、反対は民進・自由・日本維新・共産）。

④2017年5月26日、首都圏反原発連合（反原連）は首相官邸前抗議を行った（5月27日赤旗）。700人の参加者は“日印原子力協定反対”とコールした。

その一人「日印原子力協定国会承認反対キャンペーン」の福永さんは訴えた。“核兵器禁止条約を実現しようとしている世界の流れに逆行するものだ”、と。

⑤なお、記述としては先取りになるが、インド政府の原発拡大政策の現状の概略は次の通りである（2018年1月31日河北新報）。

①稼働中が22基。ほかに6基が建設中。

②目標は、2050年には発電比率を25%に高める。

③原発建設をロシアの国営企業・東芝子会社のウエスチングハウス・エレクトリック（W

H）や経営危機にあるフランスの原発大手アレバに依存する部分が多く、このため2017年5月、国産原発10基を建設すると発表。

(iii) 日本（安倍）政府は、前述のように原子力協定を結び「成長戦略」の一環として日本企業の原発輸出をテコ入れしている。

(iv) しかし、積極的な日本企業は少ない。それは、原発事故の際に原発供給企業にも損害賠償を求めるインドの国内法の影響があるためである。

(v) インドでも原発建設予定地での反対運動も激化している。同紙の写真（1月31日）には、原発近くの海に入って抗議する大勢の周辺住民の姿が掲載されている。

害賠償・廃炉等支援機構法改定案が参院本

会議で可決・成立した（5月11日河北新報）。

②同法のしくみは、福島第一原発事故の巨額の廃炉費用を東電に積み立てることを義務付け、その費用は原則として東電が利益から捻出するが、東電の経営が不安定になっても廃炉に支障が出ないように「機構」が資金を管理する。そしてその最終的な廃炉費用は電気料金として電力消費者＝国民に負担させる、というものである。いうなれば東電救済策なのである。

③その非を説いた5月8日付赤旗の「主張」の末尾の部分引用する。

“原発は究極の高コスト

（5）以上を以て2017年5月分の記述を終える。いま頭に浮かぶのは、平和憲法制定、教育基本法制定、労働3法制定（労働基準法など）、財閥解体、生活保護法制定などの戦後改革の成果を否定し、軍事大国、核・原発大国、平和教育否定、過労死社会、福祉縮小など「戦後改革」の成果を否定する歪んだ道、そして対米従属を深めている道を歩んでいる日本の支配層（政府・与党・財界など）への怒りである。

このような支配層をこの歪んだ道からの脱却させる路はどこにあるか。私は、政治的には野党と市民との共闘の発展に期待したいと思う。と同時に、この共闘を支えるのは人民が日々あらゆる地域、職場、サークルなどで展開している社会運動であると考え。本稿で運動面に多くの筆を割いたのはこのためである。

なお、他にも記述すべき問題として、森友・加計問題がある。その本質は、安倍首相と安倍内閣による行政権力の私物化であり、濫用である。2018年2月2日の参院予算委で辰巳孝太郎議員（共産）は、入手した録音テープに安倍昭恵夫人が森友疑惑（国

政府は改定案審議のなかで「負担の公平」を強調する。しかし国民には新たな負担を迫る一方で、東電に出資している巨大銀行が事故後も東電から累計約2000億円もの利益を受取っていることがなぜ放置されるのか。東電の経営者や株主の責任はもちろん、原発でもうけてきた巨大銀行、原子炉メーカー、ゼネコンなど「原発利益共同体」に負担責任を果たさせ、国民負担を最小化すべきだ。

事故処理費用が当初の11兆円から21・5兆円に倍増した。今後、この額でとどまらないのは明らかだ。究極の高コストの原発から撤退することが急がれる。”

有地がタダ同然に森友学園側に売却された問題）に関わっている疑いがあるとして安倍首相を追及した（2018年2月2日赤旗、朝日新聞、河北新報）。

森友疑惑の全貌は、近い将来に白日の如く明らかにされるだろう。記述としては5月分から省略したい。（2018年2月2日攔筆）。